

午前9時00分開会

○議長(竹本 修君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「議案第64号川南町課設置条例を定めるについて」、日程第2「議案第65号川南町行政組織の変更に伴う関係条例の整理について」、以上、2議案を一括議題とします。

これから、本2議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 今回の再編の中で、環境水道課の中に水道事業が記載されていないが、これはなぜでしょうか。

また、農業委員会についても記載されていない。委員会時の事務掌握及び法に基づく対処などが要求されるが、支障はないのか。

また、ここには書かれておりませんが、教育委員会の仕事の内容についてもまとめる方向のようだが、教育委員会についても、教育基本法など法令のあるところに関しての運営は大丈夫なのか。

また、課設置条例変更に伴い、町長はどのくらいの行財政改革を進めようとしているのか。人員とか、お金とかですね。

65号とリンクしますので、ここで答弁していただきたいと思ひまして質問いたします。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

水道課、教育委員会関係の条例というお尋ねでありましたが、川南町の課設置条例につきましては、この提案している条例でございます。水道課につきましては、別途、川南町上下水道課処務規程、それから教育委員会に関しましては、川南町教育委員会事務局組織規則、また、その他、川南町農業委員会事務局の組織等に関する規程というのがございますので、この条例の承認をいただきました後に、規則、規程の改正を行いたいと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 公営企業法で定められている事項について、今の回答では、規程等を後から改正するので問題はないと言われてますが、本当に問題がないのかなと思って質問いたしました。

それと、この水道事業をこういうことにした場合、水道料金が上がるとかいう可能性は秘められていないのか。

また、農業委員会の会議録作成もあると思うんですが、法を遵守するための行為は大丈夫か、それとも外注にされるのか、そういうことはないのか伺います。

○総務課長(諸橋 司君) 内藤議員の御質疑に再度お答えをいたします。

水道関係の料金等に関しては、この課の設置条例とは直接関係がありませんので、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

それから、農業委員会に関することなんですけど、今回の提案は、農地課長が農業委員会事務局長を兼ねる。それから、農家農地係職員が町長事務部局を兼ねることの提案でござい

まして、農業委員会につきましては、今までどおり独立した機関であり、尊重されるということ考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 農業委員会の事務局長を兼ねるということは、農業委員会というのは独立した機関ではないといけないのではないかなと思うんですけど、農業委員会の中での話し合いで、そういう反対の声はなかったのかお尋ねします。

○総務課長(諸橋 司君) 農業委員会につきましては、先ほどお答えいたしましたように、農家農地係のほうに含まれます。それで、農業委員会の組織としましては、従来どおりと変わらないということです。

この提案に先立ちまして、農業委員さんに全員集まってお聞きまして、こういう、うちの提案の説明もさせていただきました。心配される方もいらっしゃったんですけど、ほぼ私たちの説明を聞いていただけたと思っております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(米山 知子君) 今回の機構改革で新たに将来を見据えて取り組もうということで、いろいろと皆さんで協議されて決められたことだと思いますが、1つだけ、私としては、これはどういう理由のもとにここに入ったのかなという仕事の内容がありましたのでお尋ねいたします。

建設課に公共交通に関することということが入っておりますが、これは従来は、今で言う総合政策課の中で公共交通に関することというのは扱ってこられたと思うんですね。公共交通というのが、ただ単に既定の路線、あるいは今はオンデマンドですけども、それでバスを走らせるということから、この先10年を見据えたときに、非常にいろんな要素を含んだものになってくるのではないかと思います。

例えて言えば、福祉的な面もあるでしょうし、買い物難民対策的なものも出てくるかもしれない。そういうことを含んだときに、果たして建設課というのが、どうしてここに入ってきたんだろうなということを疑問に思ったんですが、この点に関してはどういうふうな検討がなされたのか。

職員の方が、この組織であれば、今後取り組んでいけるということで十分に検討された結果だとは思いますが、そこらあたりはどうお考えになったのかをお尋ねいたします。

○総務課長(諸橋 司君) 米山議員の御質疑にお答えをいたします。

フロンティアバスの御質問だったんですけど、今回、建設課のほうにフロンティアバス関係を持っていております。現在、実証実験中ということで、議員が心配されるのも十分わかりますけど、今回の提案につきましては、担当します課長補佐・係長会、それから課長会、2年間かけて十分に協議を詰めてまいりました。今までのように、単に部署を分けるとか、つけるとかいう議論ではなくて、職員の総意でこういう組織の見直し案ができております。

建設課のほうに公共交通対策というのを、というくくりでフロンティアバスの運行を持っていくことになりましたけど、将来に向けて、福祉とか、そういういろんな面が関係すると思いますけど、利用の低下を招くことがないように、また、現状に満足せずに、これまで以上に住民の皆様にご利用していただくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議員(米山 知子君) 2年間かけて検討されたということで、非常に老婆心かなと、余計なお世話かなという気もしますが、今回は、ただ単に部署をつけたり、加えたりとかしたことではないと。あくまで機能的にソフト面を重視したということだと私は受け取っております。

その1つの例が、川南漁港に関するところが今回、新しい呼び名では産業振興課ということになっておりますね。従来は建設課ということがやっておりましたところが、今回は産業振興課ということに——産業推進課ですかね。産業推進課ということになっておりますが、これは、私は非常に理にかなったことだと思います。

いかにして産業を推進するか、漁業というものを推進するかということになると、単なる建物をつくる、堤防をつくるという問題ではないということでは理解をして、これはなるほどと思ったんですが、逆に、この公共交通に関するところは、これの逆行するような形ではないかなと。

ソフト面を考えたときには、どう考えても建設課ではないと。道路を走るから建設課だとか、あるいは国土交通省の管轄であるとか、そういうふうな形でこれを入れられたんだったら、非常に逆行するような考えかなと思ったんですけれども、2年間かけて職員の方が検討されたということですので、今課長の答弁にもありましたように、十分に公共交通というのが、ソフト面で住民のためになるような公共交通になるように、ぜひ業務に取り組んでいただきたいと思います。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案第64号川南町課設置条例を定めるについてですが、この第1条、説明では、町の13課2事務局を11課1事務局というようなことのようにですけども、ここの第1条に書いてある課が9つしかないんですよ。これ説明をお願いします。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの河野議員の御質疑にお答えをいたします。

川南町課設置条例につきましては、町長事務部局の条例でございまして、教育委員会につきましては、川南町教育委員会事務局組織というのがございます。教育委員会事務局、それから農業委員会事務局、議会事務局と分かれておりますので、今回議会のほうに御提案するのは、町長事務部局の条例の改正で提案をいたしております。

以上です。

○議員(河野 幸夫君) どっか変なような気がするんですけど、川南町の課ということだから、全体の課とはならんわけですか。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまのお尋ねなんですけど、その事務部局によって、そういう組織につきましては決められておりますので、今回提案している条例につきましては、町長事務部局の条例。条例は、議会の議決をいただくようになっております。ほかの規則とか、規程につきましては、議会の議決事項ではありませんので、今回の条例を承認いただければ、また規則、規程等も改正をしたいと考えております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(山下 壽君) 議案第64号川南町課設置条例を定めるについて、町長にお尋ねしたいと思います。

私、前々から質問をしたことがあると思うんですが、この環境水道課の中の内部のことについてであります。環境水道課ということで、今、同僚議員から水道課のことについても質問がありましたが、水道課というのは、我々生きるための大変重要な源であります。

もともとは水道課は独立した形で、水道事業だけをずっとやってきたと。それが幸いにして、皆様方の御苦勞のおかげで順風満帆になってきまして、最近ではいろいろなものをこの水道課にひっつけまして、今回も7つのものがつけられるというようなことでございますが。

特にこの環境公害に対することでございますが、環境で問題が起きますと、そのことは完全に解決をしなければいけないわけでございますが、特に川南におきましては、畜産の公害、畜産に対する問題が多いというようなことで、いろいろ苦情がありますと、その担当課では、その解決に向けて動かなきゃいけないわけですが、特に畜産のことにつきましては、現状の農林水産課が担当部署でありますから、そういうものを解決するための予算は農林水産課が持ってるというようなことですので、予算を持ってる課が、そういうものについて担当しないと、なかなか私は解決できないんじゃないかなと思うんですね。ですから、そういうものは関連したところが、そういう対策をするための課を持つということは大変必要なことじゃないかなと思うんですね。

今回、新たに再生可能エネルギーに関することというようなことが出てきておりますが、今回、先般から皆さん方をお願いして事業を計画しておりますが、木質の関係につきましても、これは、現在の農林水産課が持ってるというようなことでございますので、違うところがそういうものを持ちますと、非常に問題が起きたときに解決がしにくいということがあるんでなからうかと思えます。ですから、そういうことについて、どう町長は考えておられるのか。

きのうも質疑でありましたように、企業誘致に関しましても、あちこちの課が関係してくると。どこが代表してやるのかと。今でも私ずっと思うんですが、特に総合政策課でやった施設を、その後は生涯学習課のほうで管理するということになりますと、一生懸命つくるときの苦しみが、今度は管理するところの現場に伝わるかということ、なかなか伝わりにくい。そうしますと、そういうところにいろんな問題が発生してくる。

ですから、そこあたりも何か改める方法はないのかなと思いますので、そこあたりについて、町長の御意見をお聞きしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの山下議員の御質問でございますが、御指摘のとおり、その事業を主体的にやってる課が担当する、これは確かに理想的であると私も思っております。今回の再編に関しまして、まずは住民目線でわかりやすいということ、あとは、職員の中から動くときに、どういった動きがやりやすいのかということを中心にいろんな方面から検討させていただきました。

ただ、1つあるのは、1つの事業について、いろんな課が関係する場合が確かに出てきます。そのときに関しましては、当然プロジェクトチームを組みますし、関係課が協議して行くことはお約束したいと思います。いろんなことがすんなり入ってない分は確かにありますが、一番適した部署に配属したつもりであります。

○議員(山下 壽君) 確かに課の大きさとか、いろんな整合性の問題もありまして、なかなか思ったようにいかんということも理解しますが、今までのいろんな流れを見ておきますと、そういうようなところで非常に解決ができないというようなことも発生しているように私見受けますので、今後、どうかそこあたりの各課の調整と申しますか、各課の皆さん方が、これは私の仕事ではないんだというような感覚になられると、なかなか住民におきましては、たらい回しだけして解決しないということが発生すると思いますので、そこあたりの指導をよろしく願いをしておきたいと思います。

○議長(竹本 修君) 要望ということで。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかに質疑はありますか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第64号川南町課の設置条例を定めるについてであります。これを見ると、平成24年6月15日、条例第12号によりますと、総務課、総合政策課、税務課、町民課、健康福祉課、環境対策課、農林水産課、農村整備課、建設課、上下水道課と課があるわけですが、今回見ると、この部分で残ってるのが総務課、税務課、建設課。ほかの課については、今回、町づくり課とか、町民健康課、福祉課、産業振興課、農地課、課があるわけですが、この従来にあった、今回統廃合みたいな感じになって、従来にあったこの課、これについて、これは廃止して、全部改正するなら廃止して、この設置条例を廃止と同時に、この設置条例を提案せんないかんのじゃないかなと思うわけですが、そこ辺はどう考えておるかですね。

また、今度、農業委員会の事務局が1つなくなって、農村整備課に置くちゅうことになるとるわけですが、これは、審査される側のところに、その審査する課を置くちゅうような状態になるのは、妥当なこれは局の移動ちゅうか、そういうことにならんはずじゃが。ちゅうことは今議会の事務局がよ、総務課のあの中に議会事務局がおるようになったけど、あれは独立したようになっとりますがね。これ見ると、議会事務局の事務局が総務課に置くようになっと一緒じゃねえかと思うがよ。これは、同じ持っていくとやったら違う課に、関係のな

い課に持っていかんなよ、これは正しい審査ができんと思うとや。そこ辺のこと、どう考えますか。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。

まず、課設置条例の全部改正についての御質疑なんですが、条例を全部改正する場合、今回提案をしているように、全部を改正する手法、それから議員がおっしゃったように、新しい条例を制定して、既存の条例を廃止する手法がございます。今回は、この全部を改正する手法を採用しております。

理由といたしましては、新たに条例を制定したときに、後のほうで条例を見るときに、既存の条例があったかどうか分からないという状況もありますので、全部改正をした場合には、既存の条例が存在していたという履歴も残りますので、今回そういうふうにさせていただきました。

それから、農業委員会の件なんですが、先ほどの御質疑にも関係ありますけど、農業委員会自体は従来どおりの独立した機関でございます。今回、農地課に農業委員会を持っていくメリットとして考えておりましたのは、農業振興地域の除外申請が現在は農林水産課が窓口となっております。農地の転用許可申請につきましては農業委員会が窓口となっており、そういう相談に見える住民の皆様の方から考えますと、農振除外申請と農地転用許可申請の窓口が1つにして、住民にわかりやすい組織にしたいということで提案をしております。

ただ、町長事務部局と農業委員会事務部局が1つのところにあってはまずいんじゃないかという御心配なんですけど、それにつきましては、農業委員会自体は、もう何度も繰り返しますけど、独立した審査する機関でございますので、問題はないと考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 何で廃止をせんらんかちゅうとは、この議案第71号の何で、これは、この事務委託の規約廃止して、これは新たに規約をつくり直しとるがよ、全部改正で。規約と条例がどっち上か知らんけど、俺は条例のが上じゃと思うちよけど、ここ辺のとは県のほうとよ、今会議でええが、議長、確認してよ。もし、それでええとやったらええけど、これ間違うたこの何をしとったら、そのまんまにしとるわけにはいかんかいよ。それは、1回休憩してでんよ、調べてもらいたい。

それから、この行政改革でよ、この課を減らすことがええようなこと考えとるけど、課を減らすとが行政改革じゃねえと思うてね。今度、今、川南町は畜産の町と言うだけあって、畜産の粗生産額で言う、農業の生産額の6割から7割占めとるわけじゃって、今度の口蹄疫やら、鳥インフルエンザの関係課へ言うて、また同僚議員が言うた、畜産の環境問題を含めて、環境衛生で問題非常に多て、畜産課をつくるぐらいの、畜産の町って、畜産課をつくって、今の口蹄疫とか、家畜伝染病にかからんような体制をつくっていくとかよ、そういう何も必要じゃねえとですか。減らすばっかりじゃ、これは何の知恵もねえがよ。

ここもあるが、この提案理由で、しかしながら、人口減少、少子高齢化ちゅう何があるわ

けじゃ、こういうこと考えとったら、こういうのなんのためによ、また課を設置して少子化を食い止めるとかよ、そういう課を設置してもええはずじゃが、これ減らすとだけが、これは行政改革じゃねえと思うとよ。議事のほうの同僚議員の米山議員が言うた、今、産業振興するための課を設置するべきじゃねえかちゅうような意見もあつたようじゃがよ、減らすとだけが機構改革じゃねえと思うちゃけんよ。

特に畜産の町ちゅうとやったらよ、畜産課を設置して、生産、販売から、家畜伝染病の対策をする、この環境衛生面、悪臭面をちゃんとしてよ、畜産の町に恥ずかしゅうねえような何をつくっていかんないかんちゃ思うちゃけんね。

さっき言うた、この課の廃止とこの問題は、県のほうに問い合わせしてくれんね。俺が間違うとと、見解の相違だけで済まされんかよ、間違うととたら。そこ辺どうですか、議長。

○議長(竹本 修君) 暫時休憩します。

午前9時31分休憩

.....

午前9時33分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

ただいま児玉助壽君の質疑にお答えをしていきたいと思いますが、再度総務課長のほうから答弁願いまして、その後に申し上げます。

○総務課長(諸橋 司君) 児玉議員の御質疑に再度お答えをいたしますけど、先ほど私がお答えしましたように、条例を改正する場合には、全部を改正する場合は、今回提案しているように、全部を改正する手法、それから議員が言われましたように、廃止をして新たに制定する方法、2つの手法ございます。

これは、こういう手法は認められた手法でございますので、これにつきましては、別段間違った提案ではないと考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この規約もこのような方法で全部改正しちゃったら、この規約も何も廃止せんでやられるちゅうこつにはならんとね。規約ちゃ、これは契約みたいなもんじゃから、廃止せんなできんかもしれんわね。規約は契約じゃからね。そういうやり方ね、どっちがわかりやすかなんかですね。そげん手間要る問題じゃねえとよね。これは、こういう廃止して、新たにこういうなんを設置するちゅう、全部改正して設置するちゅうすればよ、上の文言だけでここを廃止して、こういう課を設置するちゅう、全部改正して、このような課を設置するちゅう、入れば済むことであって、そんな難しいことでもない。手間要ることもねえこつちがよ。どうかと思うけどね。

さっき言いよつたけど、さっき言うた、何も答弁もろうとらんけど、課を減らすばつかりがよ、俺は機構改革じゃねえと思うとけんよ。そこ辺のことはどう考えとりますか。この問題については、課を減らすことについての問題も、65号でも質問するけど、このこと

はどう思いますか。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの御質疑なんですが、組織を課自体スリム化だけが行革ではないという御意見ですけど、私たち行政に携わる職員としましては、大変ありがたい御意見でございます。

平成21年度から5年間、今の組織でやってきております。今回提案したいきさつとしましては、5年間の現状と課題を洗い出して、行政改革の考え方、これは各課の職員で考えた何ですけど、詳しく言えば、長期総合計画の目標、それとか類似業務の集約、ニーズや業務のバランスを考えながら、機構改革により目指す姿を決めたいきさつがございます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、住民目線といいますか、住民サービスの向上に努めるために、厳しい財政状況の中、職員一丸となって、これまでの行政サービスから、さらに一步踏み込んだ組織の機構を見直したいという考えで今回提案をいたしております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第64号、議案第65号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3「議案第66号川南町企業立地促進条例を定めるについて」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第66号ですが、これは何で必要なのかということをお尋ねします。

既に利用を考えてる人が、条例をつくってほしいと要望があったのかどうか。また、町外者の企業誘致とか考えているのであれば、そこが、企業誘致を求めている企業があるのかどうか。他の市町村との比較検討をされたのかどうか。できれば資料が欲しいのですが、いかがでしょうか。

○総合政策課長(永友 尚登君) ただいまの内藤議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、現在ある条例につきまして、川南町工場等設置奨励条例を見ていただきますと、非常に誘致の内容が近隣の町としまして魅力に乏しいわけですね。郡内のほか4カ町の条例見ましても、非常にボリュームがあるんですね。手厚い誘致に対する取り組みが進んでおります。

本町の場合は、辛うじて該当するのが、この旧、以前の条例の中で、奨励措置第2条の第3号の固定資産税に相当する額以内の奨励金を交付すること、これが辛うじて該当するよう



なことで、今回の別表で定めておるような奨励措置は、もう既にほか郡内では進んでおりまして、都農町が最近特に企業誘致されてるんですが、かなりボリュームがあります。都農町以上のそういった措置を表の中でつくり出しておりますので、こういった企業を想定してとか、そういうことじゃなくて、将来的には定住構想といいますか、定住促進を含めた意味を込めまして、今回の条例改正を行うものであります。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 近隣の市町村と比べて貧相であるから、今度提案していると言われましたけど、工場誘致というものは優遇措置があるから来るのではなくて、企業側の需要があつて来ると思うんですが、自治体間競争だけではいけないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○総合政策課長(永友 尚登君) それぞれの市町村単独で企業誘致に取り組むというのはかなり厳しい状況であります。主に県の東京事務所とか、大阪事務所を通じて、また、そういったところにトップセールスであったりとか、いろんな形で企業誘致を図るわけなんですけど、宮崎県に進出してこようという場合に、そこに条件が、土地とか、そういった条件の中で、同じ条件であれば、あと一押し背中を押す条件は、こういった奨励措置があつてこそ、もう一歩踏み出す。

特に今、東九州の高速道が開通に向けてどんどん進められておりますので、そういった中で、こういった条件を整備するのは、遅まきながらといいますか、当然のことだと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) では、この条件に合ったとき、全額でどれぐらい予定、考えておられるのかお聞きします。

○総合政策課長(永友 尚登君) 企業は、前回と比べまして、企業の関係はかなり幅を広げております。ですから、個別の案件がない限りは金額については想定できませんので、お答えはできません。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第67号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 67号の改正後の表の中に、自治公民館長の報酬というか、嘱託員として月額15万円以内で、町長が定める基準により算定した額とありますが、町長が定める額という表は示してもらえないのでしょうか。

○総合政策課長(永友 尚登君) ただいまの御質疑ですが、この案件につきましては、地域づくりプランの中で定めておりますように、例えば積算根拠、算出根拠が事細かに分かれる場合につきましては、このような形での報酬の規定になりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案第67号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、改正後の適応指導教室指導員を10万円と嘱託員のその他……

○議長(竹本 修君) 今回の改正についてお願いしたいと思えます。

○議員(河野 幸夫君) 変わらんけど、どういう仕事かということですよ。

○議長(竹本 修君) この議案に関係する部分について質疑をお願いします。

○議員(河野 幸夫君) 自治公民館運営委員ですね。これいいと。これ月額2万円ですよ。これは自治公民館のほうで決められるんじゃないかと思うんですが、その辺の考えはどうですか。

○総合政策課長(永友 尚登君) 自治公民館運営委員につきましては、一つの移行期間と申しますか、いわゆる52年ぶりの再編ということで、それがうまくスムーズに移行するための運営委員の配置でありまして、現在の24分館制、区・分館制の区・分館長さんがいらっしゃいますので、移行期間の間、スムーズな運営ができるように、そのバトンタッチをしていただくための配置というふうにお考えいただければと思っております。

以上です。

○議員(河野 幸夫君) 移行期間というのは何年ぐらい。

○総合政策課長(永友 尚登君) これも説明会のほうで申し上げましたが、基本的に1年間と考えております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第67号の川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。この川南町区長設置規則を見ると、区長に報酬を支給するというようになってるわけだ、規則が。そうすると、この公民館って、これは36万になっとるわけですが、この36万の報酬の積算根拠とするものは、これは第6条

の町が主催する行事への参加、各種調査報告の取りまとめ、各種募金等の協力依頼、業務の行政連絡、区住民への周知、その他町長が依頼した事務を含め、分館長と兼務しておるから、分館長設置規定のこれは第5条、分館長の所管事務、1から8まであるわけだが、これはこれが積算根拠となって36万支給しとるもんじゃと思うっちゃけん。この月額12万4,000円支給する積算根拠は何ですか。

自治公民館長に12万4,000円。(「そこ違う」と呼ぶ者あり)違うか。月額15万以内で町長が定める基準に算定した。いわく、以内ちゅうことは、これは12万4,000円ちゅう意味じゃろうがね。(「違う、全然別枠」と呼ぶ者あり)その他ち、その他もわからんちゃけん。う、その他もいろいろあるけん、その他では、これは銭払えんと思われけん。15万円以内とする積算根拠。

**○総合政策課長(永友 尚登君)** 議会勉強会のほうで、地域づくりプランの中で各自治公民館長及び各運営委員報酬額表というのを案として出させていただいております。これにつきましては、校区の地域割、それから世帯割で積算しました額が、それぞれの報酬を算出しております。それがかなり事細かに、また例えば中央地区自治公民館長でありましたら、地区割が2万円、世帯割が70円、1,835世帯掛けております。これは4月1日現在の算出根拠であります。当然これは世帯数に応じて算出されますので、4月1日現在の。

こういった形のそれぞれの算出根拠が詳しく出る場合は、条例でなかなか書きづらいといえますか、これは別に定めることができますので、先ほど答弁申し上げたように、別に町長が定めております。ですから、これは別に隠し立てすることもなく、これはオープンにできるわけでありまして。

それと、15万円以内とした根拠につきましては、一つは、もちろん特別職の報酬、例えば町議会の議員の皆さん方とか、農業委員の皆さんだったりとか、いろんな特別職の方々の報酬があります。それと、基本的にこの部分につきましては嘱託職員でありますので、嘱託職員の報酬等を鑑みながら、その範囲内で、逆に、先ほど言いました算出根拠を割り出してとか、割り戻して算出しておりますので、余りにも高い金額にならないような設定をさせていただいておりますので。ただし、嘱託職員としての責任とか、いろんな義務とか、仕事の内容はもちろんありますので、そこら辺を御理解いただきたいと思います。

以上です。

**○議員(児玉 助壽君)** 総合政策課長に、俺、きのうからの一般質問をずっと聞いておって、きょうも何だか御理解御理解せえちゅうけん、ちゃんと裏づくるもんがねえとよ理解できんわけが。もう理解せえちゅうけん、俺はよう理解せんとや。あくまでも案では、この前言うたった、変更するこつもあるわけだから。

これを見つと、アンケートの欄を見つとよね、議会が公民館の何は決定するちゅうけん、よ、積算根拠もねえ、これは公民館を設置すれば、公民館設置規則ちゅうとがあるはずやけん。公民館設置規定もねえして設置されとらんとよ。積算できるわけねえじゃねえか。

俺、これを認めたらよ、これはもう公民館設置規定か条例か知らんだ、どういうもんで出すか知らんけど、それを認めるこつになるわけだがよ。これ卵が先か鶏が先かち、わけんわからんこつ言う課長もおったけどよ。

おととしやったか、火葬場のときも予算を先に採決して規約を改正したちゅうばかみたいなことをしたけどよ。あのときより悪いよ。あのときは改正するかいうちゃんとした規約があったわ、条例とか、積算できよったわ。これは何もねえよ。

総合政策課長、あんたも議会事務局におったけどよ、こんげなばかげたこんなもんを出すちゅうこつ自体が議会をなめとっちゃねえね。積算根拠はねえじゃろう、これは。公民館長設置規定があつとね。公民館設置規定、これは町長の裁量権じゃがよ、簡単にできるわけじゃ、すぐ。この公民館のと違うかね、公民館条例との公民館長と全然違うかね、今度の公民館っていったら。この公民館条例には公民館長を置くこつなつとるけど、これは公民館の公民館長であつてよ、これは自治公民館の公民館長じゃがね。自治公民館長を置くこつ規定をつくつとつたらよ、これは出するわね。あんたが今何ぼ説明したちよ、ちゃんとした規定をつくつとらん以上は。この前の火葬場の規約改正とは違うよ、これは。

**○総合政策課長（永友 尚登君）** ただいまの児玉議員の御質疑ですが、今回、これまでの末端行政組織対策審議会設置条例から今回の地域づくりに関連する、今言われました条例、規則、規定関係が11本あります。この中で、もう既に条例として改正させていただいたのが末端行政組織対策審議会設置条例、これは地域づくり審議会設置条例として改正させていただいておりますが、今回条例として出しておるのはこの分だけです。

ただ、規則、規定につきましては、議員も御承知のとおり、議会で提案するべきものではなくて、どちらが先かという部分になりますと、当然これは提案で可決いただければ、こちらのほうの改正も当然あるわけで、区長設置規則につきましては、当然これは廃止して新しく、その準備はさせていただいております。これは自治公民館運営に関する規則ということで、それぞれの規則なり規定関係は、この条例改正に応じた改正を準備させていただいております。

これまでも、今の現在の区・分館長制度につきましても、今の部分でしか押さえてないわけなんです。ですから、今回改正するに当たって改めて、その部分というのが質疑の中で出てきておりますが、これは今までと同じやり方をしてるわけであつて、特別なことをやってるわけじゃありません。ですから、この部分については、今まで同様にあつた分を改正すると。

ただし、自治基本条例の話が昨日出ましたが、そういった地域づくりに関する最終的な部分につきましては、自治基本条例という形が将来的にといいますか、設置して、そういう部分を整備していくというふうを考えておりますので、この部分が特に今回新たな部分で、改正する、してないとかいう部分については、私の見解としては、これまで同様だと、その部分についての改正だというふうに解釈しております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 議長、答弁にはなっとらんとが。今までどおりじゃねえとど、公民館と今度は。課長、何を言いよつとか、おまえ。違う組織をつくつとるとが、今度は、公民館ちゅう。ほんじゃが、このここで区長の報酬を削減しとっちゃなかな。今までどおりちゅうことがあるかな。区長の報酬をここのいとらんな何であかな、今までどおりじゃつたら。ちゃんと説明せい。

○総合政策課長(永友 尚登君) ちょっと大変説明が不足して申しわけないのですが。今までどおりじゃもちろんありません。ですから、今回改正についての条例を出しておるわけで、改正する部分の箇所が、改正が必要とする部分の条例提案というふうに考えておりますので。今までどおりという意味が、これまでであった部分を改正するというふうに解釈しております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 違う。合うとらんな。これを区長制度と分館長制度を廃止せんないかんとやろうが、今度、そっちゃつたら。公民館の制度、そつたら、そういうのをつくつて、報酬がな、これのあれを出さんないかんだろうがね。どちらが先かちゅうこっちゃねえだろうが、本当。後先の問題じゃねえだろうがね。どちらが先かじゃねえわねえ。問題の先送りばかりしとるからよ。問題の先送りばかりしとるから、この人たちよ。

○議長(竹本 修君) 児玉議員、質疑をお願いします。再度。

○議員(児玉 助壽君) 誰がやるか。ちゃんと答弁させてみろ。

○総合政策課長(永友 尚登君) 繰り返しになるかと思うのですが、今回の地域づくりの再編案について、必要な箇所の部分については条例提案をさせていただいておるところで、あとの規則以下の部分につきましては、きのうも申し上げたように、町長の執行権の範囲内でこれは当然つくっていくわけでありまして、それぞれといいますか、形にのっとり提案させていただいて、改正していくというような手続だと思っております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 違う。総合政策課長、あんたは議会の事務局おつたらわかるけんどよね。この規則が、何回、区長の報酬を提案してきておるわけだ、規則で。条例のほうが上であるごちゃあるけんど。こういう規則をつくつか、条例をつくつて報酬を支給することになつとつたらうがいね。

説明でけんなら、説明でけんでいいけんど。でも、この公民館を町で束ねてちゅうような感じじゃけんど。網をかけて未加入世帯をなくしちゅけんど、これは今、分館でん同じことがでくるわけだけんどよ。一番の今、振興班の未加入世帯のこつをよ。一番の根幹が公民館じゃねっちゃわね、振興班だわね。振興班をどげん、もう振興班の一員じゃちゅう住民が自覚をする。それは意識改革をさせん限りはよ、何ぼこげんなもんつくつたち一緒じゃあね。問題を先送りしてきたからこんげなるわけだ。今度も問題先送りしとるわね。

これを認めて、わけんわからんような規則をつくってよ、住民からとやかく言われとった議会だわね。何でここ、こげん言うかわかるかね。議会には再議権がねえからだわね、再議権が。これ認めたら、もう今度も公民館の何も認むるようなこつになるわね。報酬を認めて、公民館設置条例を認めんちゅう話はねえじゃなねえね。整合性がねえなるわね。一番肝心なこのことを先送りしとってよ。

今の振興班の……。課長、人の話聞いとけ。何をしゃべとつとかな。議長も、おまえ、注意せんかな。人が質問しよつと。ええか、振興班の同じ地域の中によ、2つも3つも振興班がある状況じゃあね。ええかね、アパートがあつとこは、そげな何になつとるちゃねえね。きょう、振興班の境界をちゃんと決めちせん限りはよ、振興班に入るようなこつしていかなん限りは、こんとしても。

今度は、今、うち、浜とするわね、自分の気が合うた者ばっかよ、5人でん10人でん集めて、振興班つくればええこつになるわね。振興班だらけになってしまうわね。俺、今度何したら、今度、通浜の公民館が40振興班あるわね。その振興班長、いろいろな何を入れたらよ、どんくらいするか知らんけどよ、どれほどの人間が集まっと思ふね。6つにするとやったら、公民館を、やっぱ振興班も減らしてまとめんな。

問題を先送りしてしまうから、今のような状況になってしまうっちゃがよ。一番こののさんところが解決していかなかったらよ、一番簡単なやり方じゃあねえ。公民館を網かぶせたらよ、とやったら、今の区長制度でやらろうはんじゃあね。区長制で網囲うとしてでけんで、また公民館で網かけてんできはせんわね。いかに振興班ちゅうもんをその住民がよ、どげん理解するかじゃあね。そこん説明やらなんやをせんずつよ、こんげなええかげんな積算根拠出して、理解せえちゅうけんよ。もっとこの一番基礎となる振興班の改革をせん限りは、何ぼ公民館をしてん一緒だわね。

今度は、俺は、うちはもう今これをすつとやったらよ、俺は浜の7班の振興班に入つとる。だけど、うちのらが5軒あるわ。5軒で別につくるわ。それは楽だわ、そののが。それじゃあ、自治防災はでけんとながね。あんたら、それを認めてきとつたがね。一人のところの振興班もおるし、3人もおるし、どうやって自治防災がでくるね。それを認めたらよ、何の意味もねえわねえ。

今、ええかね、人口密度、面積、地域の実像やらなんやら把握して、ちゃんと線引きして、ここは何振興班じゃちゅうとを決めて、そして勧誘するような、住民と一緒に、行政も一緒になって勧誘していかなよ。今の今までどげんなよ。気に入らんかったらよ、出ていって別の振興班つくればええわけじゃから。だから、振興班ばっかりになるよ。今200何ぼあるちゅうたか。

この前行った垂水、あつこは公民館が9つ、そつでさえ、何であつこが加入率がええかち、そげんなこつ考えちみない。あそこは火山があつて、爆発して、灰がおつてて、避難やらなんやらせんならん。だから、目的があるからよ、協働の目的。だから加入率が上ちゃあね。

うちは何にも目的がねえじゃねえね、その振興班に入らなならんち。

やっぱそんげなとこをよ、精査してつくっていかんかったらよ、公民館ちゅうたちよ一緒だと思ふ。俺は、前より悪くなるかもしれん、ひよっとしたら、振興班ばかりになって。俺、気の合う者ばかりだよ、楽な方法とってやったらよ、振興班のほうが楽なあね。30人も40世帯もおる、何だよ、一々いろいろせんなならんことよ。1人か2人の振興班で……

○議長(竹本 修君) 児玉議員、簡潔にお願いします。

○議員(児玉 助壽君) 違うよ、関連だわね。その公民館長と、月額よ、12万4,000円やらるつとね。議長、ちゃんとした答弁させたらよ、俺こげなわけんわからん質問はせんわ。もうちっと、公民館がうすつとな、地区っていうのは、やっぱ規則とか、規約とか、規定とか、ちゃんとしてつくって、条例とかつくって、この12万4,000円か、15万以内か、そんげなもん出さんでどげんすつとな。

○総合政策課長(永友 尚登君) 後先になります、先ほど申し上げた規則関係は、一つずつ申し上げますと、先ほど申し上げた自治公民館運営に関する規則、それから運営委員設置規則、それから川南町自治公民館活動費交付金交付要項、これが今回に関するもので、既に例規審査委員会で審査していただいて、それについては準備させていただいております。ただし、これは条例が可決後にこれは効力を発するもので……

○議員(児玉 助壽君) 違うが。条例と一緒にならんかったら、おまえ、審査できんじゃねえかん。何を言いよつとか。そんげなの答弁、おまえ、認むるつとかん。

○総合政策課長(永友 尚登君) 児玉議員、条例に関するものは議会に提出できませんので……

○議員(児玉 助壽君) 信用落として、だから何が混乱したった、適策、方法がねえだろう、こんな。何を言いよつとかん。

○総合政策課長(永友 尚登君) それから、振興班と区割の問題ですが、先ほど言われた、振興班ばかりになるという方は、私は、一つは、この振興班制度というのは、もうこれまで区割ができなかったわけで、これはもう現実問題として区割することは無理だと思っております。これはもう今まで何度もそういった検証をやってきた中で、結果としてできなかったわけです。ただし、今回大きな校区としての区割を行っております。ですから、その区割と振興班、両方が併存できる、これはもう残された唯一の方策だと思っております。ですから、今回の提案で、これなくしてこれからの川南町の自治のあり方はないと思っております。

それと、振興班については、今言われた、振興班ばかりになると言いますが、私は、きのうの一般質問の中で申し上げたように、コミュニティーというのは、その中の中核をなすのが振興班であって、いろんなコミュニティーが存在します。例えば、PTAもそうだと思いますけど、いろんなコミュニティーが存在しますので、そこで振興班が多くなっても、それはコミュニティーが多くなったわけで、振興班だけでその自治が賄える時代ではないと思っております。

これは、52年前は、一家に電話が1台あった時代とか、車が1台あった時代にできた時代であって、今、物すごく個人一人一人に携帯を持って、それだけ情報化、スピード化されております。こういった中でコミュニティーも、もう言えば、電波を通してコミュニティーがつくられております。ですから、この振興班制度はもう、地方自治法も一緒ですが、時代になかなかついていけておりません。

ですから、この4つの部会を設けた中で、いろんなコミュニティーを取り込んでおりますが、そういったコミュニティーが現実問題としてそのまちの自治を今後は支えていくと、そういうふうを考えております。

例えば、最近ではいろんな形で地域の自治活動が学校と一緒に支えていくとか、いろんな活動が出てくるわけなんですけど、きょうの新聞のほうで、介護保険の改革が出されております、社説のほうで。要支援向け見直しは慎重にということで、2015年度からの介護保険改正に向け、厚生労働省の審議会が意見書案を固めた。軽度者へのサービス見直しや高所得者の利用者負担増など利用の抑制案が主な柱となっておるということで、いわゆる介護保険がもう限界を期しているわけなんです。こういった中で、社説の中では、地域活性化に生かすということで、これに対し移行後は、これまでの介護事業者のほか地域のボランティアやNPOにもサービスの担い手になってもらい、市町村の裁量でサービスの種類や単価などを決められるようになる。これには安いコストで費用を抑えたいという狙いもあるが、むしろ住民も巻き込んで地域社会を活性化するチャンスと捉えてはどうか。豊かな地域づくりは市町村の最大の役割でもあるからだということで、最後に、お年寄りに元気で自立した生活を送ってもらいたいという思いは国も市町村も同じはずだということで、十分な時間をかけ、地域住民も一緒になって知恵を絞ってもらいたいということで。要するに、これからの自治体の自治というのは行政だけが突き進む時代じゃもうないということで、いろんなコミュニティーを通じた役割を果たしていかないとできないと思っております。

ですから、今回の再編案が絶対ということじゃなくて、これから今後も進化といいますか、変わり続けていくと思っております、時代のニーズに合って。ですから、その基礎となる振興班は地域のコミュニティーの中核だと思っておりますので、それなくしてはやっていけないと思っておりますので、区割を含めて今回の再編案というふうに提案させていただいたところであります。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 課長ね、わいが言いよった説明、最初の冒頭の説明じゃあね、言うたこつはよ、そんげなったから、おまえ、今までへたってしもうとった振興班の何か。

○議長(竹本 修君) 質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) あの何を言いよったけんどもよ。世の中は皆、えらればえらるほど振興班に入る者が少のうなったわね。現実がそう……



○議長(竹本 修君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は総務厚生常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時20分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。日程第5「議案第68号川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」、日程第6「議案第69号川南町介護保険条例の一部改正について」、以上2議案を一括議題とします。

これから本2議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第68号と69号の延滞金の減額と言われてはいますが、改正後と改正前をずっと見比べてみても、パーセントが変わってないのですが、これはどういうことかということをお尋ねします。同じ14.6%と7.3%となっていますよね、どちらも。どこが変わっているのかわかるように説明してください。

○町民課長(黒木 秀一君) 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

原則で1カ月以内では、延滞金ですけど、7.3%、2カ月経過後が14.6%ということで、第6条に載ってるとしています。その下に附則のほうで特例ということで、現在、基準割合引きということと、プラス4%で、現在4.3%になっております、1カ月以内のが。それと、1カ月経過後については、現在のところ特例がありません。今回の改正で内容が改正しまして、1カ月以内については4.3%から3.0%になります。それと1カ月経過後については14.6%が9.3%に変更になります。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今のでよくわかりましたけど、その9.3とか3.0に変わったということを書いてほしかったと思います。

以上で終わります。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号、議案第69号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7「議案第70号川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(中津 克司君) 議案第70号川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、町長にお伺いします。昨日、図書館に再度確認と調査に参ったわけですけれども、2階にミニシアター、それと準備室、研修室、学習室等、立派な設備が整っております。聞きますと、ミニシアターは今利用があるけれども、去年は全然利用がなかったというようなことですが、開館から14年間、ほかの準備室、研修室、学習室等については使用がごくまれで、立派な机、椅子がそろっております。利用ができていないということは、これはもう執行部関係の大きな問題であろうということだと思っております。

今回の提案、第6章の指定管理者、指定管理者による管理ということが提案されておりますけれども、機構改革等も計画をされております。それと、教育課ということが担当というようなことで提案されているようでございますけれども、この指定管理者の管理に2名から3名の要員を計画しているというふうなことも聞いております。今までの事例等を見ますと、司書を設置しなくてはいけない、司書資格を持っている人を担当として置くというふうな縛りがあったわけですけれども、それも縛りがとれるというふうなことでありますので、指定管理者の管理者、これの人員、これが非常に大事になってくるというふうに思っております。熱意なり情熱、指導力のある人、そして何よりも経営感覚を持った人が配置しないと、今までのとおり、あるいはそれ以下になるんじゃないかというふうに危惧しております。町長のそこ辺に対する見解をお伺いしたいというふうに思っております。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問でございますが、一番重要である経営感覚、そういうことを第一に考えながら、何のためにつくった施設であるのか、それを最大限利用するためのこれからの取り組みだと思っております。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(山下 壽君) 議案第70号川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。私は町長にお尋ねしたいのですが。いろいろこのことについては前々から担当課から説明をお聞きしておりました。図書館を設置した目的、文化ホールをつくったときの執行部の思いが、相当、今までの時間の中で変わってきたのかなというふうに思います。

そういう中で、私、一番危惧するちいいますか、川南町がここで図書館の目的としてするのでいいじゃないかということかもしれませんが、恐らくこのことを指定管理者になられてやられる方は、恐らく川南町の業者さんでは大変なのかなと、大変でなかろうかなと思

っております。

そのことからすると、現在まで当然その指定管理者に支払う対価、数千万と聞いておりますが、そのお金が町外の業者に流れる。また、川南町内にはそのお金が落ちないということになりますと、その分についてはそれなりの川南町に対してはマイナスがいくんではなかろうかなど。執行部といたしましては、その対価としてその仕事をしていただくんだということで片づけられるのかもしれませんが、我々の思いとしましては、いろいろ今までのいろんな入札についても、同僚議員あたりからも意見がありましたように、川南町のお金が、今川南町で落とされているものが、町外、県外に流れるということの寂しさ、心配を感ずるわけでございますが、そこあたりについて町長はどういうふうな見解を持たれているかお尋ねしたいと思います。

**○町長(日高 昭彦君)** ただいまの町内で経済を循環させる、本当に一番の我々としても望みであります。残念ながら、町内にそういう業者がない場合に関しましては、やむを得ずそういう選択をさせていただいているところでございますし、現在の運営に関しても町外の方が多いのが現状であります。しかしながら、今議員から指摘があったように、一番はまず町内の企業、そういう産業を守るということは常に思いながら進めていこうと思っております。

**○議長(竹本 修君)** ほかに質疑はありませんか。その前に、補足説明を生涯学習課長。

**○生涯学習課長(橋本 正夫君)** 今の関連に関しまして補足をいたしたいと思います。今現在、おっしゃられたように、8,200万、今平成24年度において維持費、それから賃金かかっておるわけなんですけれども、そのうちの4,800万を維持管理委託に、それから消耗品、光熱費とか使っておりますけれども、そのうちの2,000万円が今現在町内業者において賃金、委託料、図書購入においてやっていただいております。

そして、もしこの指定管理者を導入させていただいたときにどうなるかといいますと、この今まで指定管理者導入している自治体さんにお聞きしますと、町内業者であったり、今まで委託している分については現状だということを知っておりますし、川南町としても仕様書にうたって、現在の町内業者に出している分については維持したいと考えております。

以上です。

**○議長(竹本 修君)** ほかにございませんか。

**○議員(内藤 逸子君)** 議案第70号について質問します。この指定管理者にすることによってどれくらいの削減効果を見込んでいるのか。今橋本課長が言われたことも聞きたかったので、それはいいんですが。この図書館についての効率化を求めない分野ではないかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

**○生涯学習課長(橋本 正夫君)** ただいまの内藤議員の質疑にお答えいたします。

削減効果ということでございますが、いままでの指定管理者導入にしている自治体の状況を見ますと、全体の5%から10%を削減目標にしているようですけれども、川南町でも試算

をしたところ8,400万円の5%、500万は削減できるということで目標に掲げております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。児玉助壽君。

○議員(児玉 助壽君) 議案第70号につきましてですが、これを見ると指定管理者にするということで、これは教育委員会、65号ですか、のこの組織変更に伴うなんで見ると、10名ばかり教育関係の職員がへがるわけですが、いつもはこの全体で20名ですか。この65歳定年制ってというような時代の流れになってきとるわけですが、20人へがすと。こっちが10人、20人。こうなった場合、今のこの時代の流れからずっと、65歳定年になった場合こういうふうには定員を削減しよって、今度はこれは新しい知の導入がなくなつてはねえかなという心配をしとるわけですが。

最近消防団員のなり手もおらん状況の中で、そこ辺の中で今の地域の関係でもわかることで、この役場の職員が担とる部分が非常に多いとです。今後これはこういうなんでしよるとこれは、将来消防団もおらんってねかしらんと思つて、この65歳定年制になったなんかしよつと。やみくもにこんげところは指定管理者制度やら定員を削減したりすつと、これはいかなもんじゃろうかいなと思ひよつたけんど。

確かに経費削減はできるかもしれんけんど、いろいろな社会奉仕とか、その若い知の導入図るとか、行政の。そんげした場合は、これは目先のお金の問題よりこっちのほうが非常に危ねっちゃねかしらんていう思うとっちゃけんど。目先の経費削減よりもちつと長期的な視野に立つて、無駄かもしれんけんども、その無駄をなくして、この無駄がかえつて地域の社会貢献になる部分を差し引いたような、マイナスになつてはねえかなち思うとっちゃけんど。これはちと、あんまり行政改革、改革ちゅうけんど、川南町のためになるかなち思うとっちゃけんど、そこどう考えとるんよ、町長。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問でございますが、当然町としてこれから5年、10年、20年そういうことを見据えた上で、いろんな総合的な要素を入れて検討しているところでございます。確かに御質問のとおり、経費削減だけを目的としているわけではないと信じてますし、人口減少の問題は川南町だけでなく全国でどうするかというのを今、知恵を出しながらそれぞれの自治体がやっているところだと思つております。川南町もそれに向かつて進んでいくつもりであります。

○議員(児玉 助壽君) もうこれは遅かれ早かれ、65歳定年制が導入されるちゅうじゃけんど、そうなつた場合に町は60歳以上になつたら給料は下げるか何かして、雇用するような状況になつちゃけんどと思ひよつたけんど。そんげなつた場合、この今の65号じゃのこんげなことしよつたら、これは若い知の導入は図られんと思ひよつたけんど。

そこ辺を、定員も法定の、うちの議長なんか言つて、65号と別にせんで質問させたか、質疑させたか知らんけんど、一括質疑になつたけんど。このやっぱ若い知の導入をせんと、町の行政もええ知恵は生まれてこんち思うとっちゃけんど。それはこの65歳定年制になつてま

うけん、たら、この人たちが65まで役場に勤めたら、今度は新たな雇用は生まれんち思うっちゃけんど。これは法定の定数ちゅう、法律的な定数であるところの、ちと外れるかもしれんけんど、142ちゅうような定数ちゅうもんは決めんでええと思うとっちゃけんど。

この今指定管理者制をした場合、これは65歳定年制にした場合、これは新しい知の導入になっと思うっちゃけんど、やっぱもちっと将来的なことを考えて、やってもらいていなて思うっちゃけんど。

**○副町長(山村 晴雄君)** 児玉議員の御質問にお答えをしたいと思います。行革の基本的なことは、民間にできることは、民間の能力ある、そういう知恵を借りながら民間に委託すると。行政はもう少しスリムになって、行政本来の営業もやることというのがあります。その一つとして、今回の指定管理者制度を導入ということをやりたいというふうに計画しているわけでありすが。

ここで、現在文化ホール図書館で職員がおりますけども、そこの5人の職員のうち3名を庁舎のほうに持っていきまして、9月の定例会でも決算の議会からの委員長報告もありましたように、一つは税務課の滞納対策、これをやりたいと。力を入れてやりたい、そのためにはどうしてもマンパワーが必要であります。そこにその3名のうちの、引き上げた分を2名そこに充当したり、それから財産管理の問題もあります。ここを片づけるためにそういう部署にまた増員をしたりということで、全体的には減る問題じゃありませんし、やっぱ重要課題のためには、その時代、そのときに応じて職員を増員したい、一部ですね、そういうふうにやっていきたいと思ひます。

それと、民間委託をやっておりますけども、そこで働く場は町の職員ではないけども、ほかに民間にしますとやっぱり人はいるわけですから、そちらのほうに人はいるということで、働き口に関しては相対的に見ると減るもんじゃないとは思ひています。

以上です。

**○議員(児玉 助壽君)** 民間でやれることは民間でちゅうけんど、そんげやったら、このえらくば事務関係で別に正職がせんでん十分でくっちゃかいよ、民間にすればすむこっちゃがね。そうすると経費が削減できるがね。役場の職員が担うとる役割は、そればかりじゃねえんでね。やっぱ地域に貢献、社会奉仕ちゅう点が、もうこれ公務員の何でうとうたとおひよ。そういうことも考えんなよ。

民間の人が、民間の人っていうけんど、町内の人を雇用するというのは決まっとらんわけじゃから。そりゃ安い賃金で使うわけじゃあかんよ。公務員が何で給料が高いつていうと、社会貢献する部分も入っとるから、その給料が高いわけじゃねえっすね。仕事ばかりじゃねえわけだが。

そこ辺を考えると、やっぱり人は採用していかんな。別に民間ができることってその公がやって悪いちゅう法律はねえっちゃけんど。どういう考えですかであつて、知恵を使えば定員オーバーで使うとる姫島みたいなところもあつてやけん。

それだけ川南町に雇用の場があればええけど、その上雇用もねえとんよ。今使いよるなんも臨時とかパートばかり、臨時・パートのが多いつちゃね、正職より。それでワーキングプアを地で行きよるような状態であって、ますますこれからワーキングプア、格差ができるようなことすつとがよ。模範にならんやつが悪い模範を示していかんような状況になつとっじゃけんよ。そういうこつで、答弁はいらんわ。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第8「議案第71号事務の委託の廃止及び事務の委託に関する高鍋町及び都農町との協議について」、日程第9「議案第72号事務の委託の廃止及び事務の委託の変更に関する都農町及び木城町との協議について」、以上2議案を一括議題とします。

これから、本2議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(内藤 逸子君) これは、国営事業のことと思いますが、水の確保は大丈夫なのかどうかお尋ねします。一斉に浸かった場合に、本当に水は大丈夫なのかということをお尋ねします。

○議長(竹本 修君) 条例に基づくところの質疑をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号、議案第72号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第10「議案第73号西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について」を議題とします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第11「議案第74号平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)」、日程第12「議案第75号平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、日程第13「議案第76号平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第14「議案第77号平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」、以上4議案を一括議題とします。

これから、本4議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(川越 忠明君) 2点ほどお聞きしますけども、平成25年度一般会計補正予算の民生費について、ページ22ページですけども、の中の18節児童虐待防止対策緊急強化事業ってありますが、ここに2つほど書いてありますが、高性能ベビースケール購入1個と、それから離乳食発達フードモデル購入とありますが、ちょっとこれ虐待のがちょっとひっかかったんですけども、これの説明ちょっとお願いしたいと思いますけども。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの川越議員の御質問にお答えいたします。児童虐待防止対策強化事業ということで、これは児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止強化のための広報啓発であるとか、人材養成また市町村の体制強化のための環境改善、児童虐待防止の緊急強化の取り組みの実施のための事業でございまして、その中で先ほどちょっとふれましたけども、市町村の体制強化のための環境改善ということで、その中にこういう備品をそろえることによって、うちの保健師等が生まれたばかりの子供のところに出向いたりして、そういう指導であるとか、状況把握するということで、それがひいては虐待防止につながるということでございます。

そういうためのベビースケール、子供の体重計であるとか、フードモデルいわゆるレストランの入り口にあるあいうモデルの子供離乳食版のやつ等を、今でも紙レベルでやっているんですけども、そういうのを使って子供の状態把握を、ひいては児童虐待防止へつながるということで、国の10分の10の事業でございまして、即されておりますので、この事業を取り入れてやろうとしているものでございます。

以上です。

○議員(川越 忠明君) この予算は、県下どこの町村もこういうのが出てるんですか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの川越議員の質問でございまして、全部の市町村でやってるということではないと思います。県のほうから御案内がございまして、よりこういう事業がまだ資金的にも余裕があるがやってみらんかということで御案内ございまして、川南町のほうは即この事業を取り入れてやりたいということで回答しておりますので、全市町村でやるということではないというふうに解釈しております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第74号平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)、16ページ、臨時財政対策債5,855万1,000円、大幅な減額しとるが、この主な理由はなんですか。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの児玉議員の御質疑にお答えをいたします。当初予算で2億8,726万8,000円ほど計上しておりましたが、3月までの見込みによりまして、5,855万1,000円を減額するものでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 見込み違いっこと。

○総務課長(諸橋 司君) 再度お答えをいたします。当初臨時財政対策債を借入れを予定しておりましたが、借入れが思ったより少なくて済むということで、今回減額をさせていただいております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(中津 克司君) 議案第74号平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)3款2項1目児童福祉総務費、先ほどあった件ですけれども、児童虐待ということでもありますけれども、町内で、我が町でこのような事例等は発生しているのでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの中津議員の御質問でございますけれども、県等にそういうことがありましたという報告は現在ございません。ただ、そういう危惧される事案等があることはありますので、そういうことに関しましては、随時関係各所、健康福祉課関係であるとか保健センターであるとか、民生委員さんとかそういう方々を集めて、ケース会議等を開きながらその対応をしているところでございます。

以上です。

○議員(中津 克司君) 議案第77号平成25年度川南町国民健康保健事業特別会計補正予算(第3号)の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税4,300万円の減額ということで、説明によりますと、今年度は確定所得金額の減少とあわせて収納率を考慮せず計上したところによるものです、というふうなことで説明があったわけですが、もう少し突っ込んだ説明をお願いします。

○税務課長(永友 好典君) 中津議員の質疑にお答えいたします。本来国民健康保険の本算定は6月ということですが、当初予算につきましては、それ以前の額ということで昨年度の所得額がもとはじき出しておるところでございますが、その中ではじき出した額が、今年度所得が少なかったという点と、一つはそれに伴います、これあくまでも見込みでございますので、それにある程度の徴収率を掛けて予算という形で計上させていただいておりますが、本来ならば徴収率を掛けて計算計上すべきところを、ありのままの所得に対してそのまま計上してしまったということで、徴収率を掛けなくてそのまま上がってしまいましたものですから、当然本算定の段階で収入予算を確認したところそれだけ納税が少ないと



ということで、今回減額ということをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(米山 知子君) 議案第74号一般会計補正予算(第5号)について、私毎年これは御質問してるんですが、18ページ歳出で2款1項の高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金、また聞きますが、非常に3年連続で高鍋高校、我が母校ですので花園に行くということは喜ばしいことで、私も個人的には寄附をさせていただきます。実際に知り合いの息子もラグビー部の選手ですので非常に応援をしてるんですが、毎年この10万円、総務のほうから補助金として出すんです。これ去年伺ったときには近隣町村も出しているんで、これはおつき合いじゃというようなこともあったんですが、私いつもひっかかるのが、同じスポーツをしてる子に対する平等性、不公平感がないかどうかです。

去年も例にお話をしましたが、高鍋高校のホッケー部も全国大会のいつも常に出場しているチームです。それに対してはなぜ応援をしないのか。もう一つは、川南町では生涯学習課で全国大会出場の折には選手1人当たりで幾らという規定があって、その規定に基づいて出場祝い金という形で支給をされてると思うんですが、このラグビーがなぜ行政の予算の中で、補助金っていうのを毎年、毎年出すのか。

高鍋町は50万、近隣市町村は10万ということは去年伺っておりますが、高鍋町の50万は花園に行けば高鍋高校ですから、それは大きな町名のPRになるかと思うんです。それからすると、むしろ今回同じラグビーで川南クラブがラグビートップリーグで全国大会行きますけれども、むしろ川南クラブっていったほうがまだ町としての応援の資格はあるのかなというような気がするんですけれども。毎年繰り返し聞きますけれども、ここ辺のその不公平感、いつまでその近隣町村とのおつき合いで10万円の補助金を出さないといけないか。たかだかと言っていけば10万ですね、それ。

それとあと、毎年特別講演会という形で高鍋高校ラグビー部講演会を設立して寄附を集めておりますが、その収支決算、それが川南町宛てに報告されていて、それは公にされているのかどうか。どれくらいの額が集まって、それはどのように使われているのか。その辺もただ補助金を出すのであれば、きちんとその目的にあったものが使われているのかどうかということも気になるところです。その辺についてちょっとお伺いをしたいんですが、いかがでしょうか。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの米山議員の御質疑にお答えをいたします。米山議員の御質問は十分理解をしております。ことしも同じような予算の計上で、高鍋高校が県予選を勝ち抜きまして、花園に出場することになりました。郡内の状況につきましても例年どおり高鍋町50万、その他の町につきましても10万の計上と聞いております。収支報告につきましては、毎年収支報告について受けております。

以上です。

○議員（米山 知子君） しつこいみたいですが、実は内部事情をいろいろ聞きますと、例えば勝ち進んでずっと宿泊の日数もかかるといふこと、非常にいいことなんです、じゃなくって1回戦敗退で年内に帰ってくるという場合もあります。そうすると経費はほとんど、大分予定よりもかからないと。恐らく寄附金額2,000万ぐらい集まってると思うんです。それをじゃあどういふふうに使ってるのか、毎年2,00万集めて。

内部からの話を聞きますと、結局毎年選手に対してはウインドブレーカーを全選手分新調してと。だから3年連続で行けば3枚あるわけです、3年生は。そういうふうな予算の使い方を、寄附金あるいは補助金の使い方をしてると。これはどう考えても私は同じ高校でスポーツをするものにとっては、不平等きわまりないというような気がいたします。

もちろん講演会の決算の中では、ほかの部活に対しての分配もされておりますが、それは本当に微々たる額です、全体からすると。ほとんどはラグビー部の強化のために、1年間の強化のために使ってるというのが実情で、この全国大会の出場補助金で、全国大会のためだけの補助金ではないと。高鍋高校ラグビーの強化のための補助金である、というふうな解釈をしてもいいんじゃないかと思うぐらいなんです。

ですから、ここ辺でその行政が出す補助金というのが本当に必要なかどうか。寄附で十分に賄えるのであれば、これは皆さんのお祝いの寄付金で賄っていただきたいというのが、私の個人的な考えなんですけれども。その補助金というの、これは高鍋高校を応援したい人、応援したくない人もいるかもしれませんから、そういうのが川南町として近隣町村とのバランスの上で出さないといけないというのであれば、もうこれしょうがないと思わなくてはいけないのか、その辺の公金の使い方について、もう一度お尋ねいたします。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの御質疑なんです、寄附の全体の金額につきましては米山議員おっしゃったとおりのことです。寄附の中身につきましては、私たち個人的にもして、個人的にする一般寄附と、自治体が寄附をしている分と、要請があって寄附している部分とあると思うんですけど、その金額、寄附金の中身の使用についてはなかなか色分けもできませんので、ちょっと答弁が難しいんですけど。

以上です。

○議員（米山 知子君） 最後にですけど、ちなみにことしのチームの中で町内出身者は何人おりましたでしょうか。

○総務課長（諸橋 司君） 本町出身者は2名おりました。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 一般会計の補正予算についてお尋ねします。ページ23、24ページの農林水産課の関係ですが、農業振興費として75万円と攻めの次世代柿農家支援として75万1,000円ですか、これは何人に対してされるのか。

それと、宮崎畑地かんがいの、何にでも使えるというか畜産農家に使えるようになってい

ことで、するっていうことを書いてありますが。どんな調査算定ていうか、があるのか教えていただきたいと思います。

○農林水産課長(押川 義光君) 内藤さんの御質問にお答えいたします。24ページの新規就農・経営継承総合支援事業、青年就農給付金でございますが、当初予算で8名分組んでおりました。後期分としまして2名分の申請があつておりますが、1人分が所得オーバーによりまして減になります。そういうことから、今回1人分の追加ということで計上させていただいたところでございます。

それからその下、攻めの次世代柿産地育成事業でございますが、これは川南町のはまゆうグループが14名いらっしゃいます。花のグループでございますが、この中の5名の方々が、循環扇を導入されるということで補助をするところでございます。ちなみにこの5名分の補助につきましては、県単事業でございますが県から同額が歳入として入ってくるというところでございます。

以上でございます。

○農村整備課長(新倉 好雄君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。宮崎畑地かんがい営農基盤整備事業委託料120万円の調査の内容につきましてですけれども、補足説明でも御説明いたしましたが、今回の委託の業務の内容につきましては、必要水量の調査算定、かんがい用水として水利権をいただいております水利権取得料の算定を行いまして、今後予定しております畜産用水としての認可の申請のための準備調査を行うものであります。

以上であります。

○議員(内藤 逸子君) 今の必要水量の調査算定って、余るほど水があるからそういうふうに見えるようにするっていうことでしょうか。

○農村整備課長(新倉 好雄君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。質問にありました用水が余っているわけではありません。国営事業が平成25年度に完了いたしますけれども、全体かんがい排水用水事業としましては、県営事業がまだまだ今後続きます。その終了までの間、許可水利権をいただいた水のうち、その間畜産用水として多目的利用の権利を取得するための調査でありますので、水が余ってるので畜産用水に回すって意味ではありません。

以上でございます。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案第74号川南町一般会計補正予算(第5号)のうち、24ページの種子島周辺漁業対策事業補助金1,792万4,000円。説明では直販加工施設設計及び衛生型活魚水槽設置工事となっておりますけれども、何かもう少し詳しくお願いします。

26ページ、保健体育施設費修繕料49万9,000円。これについて場所をできたら教えてもらいたいと思います。

○農林水産課長(押川 義光君) 河野議員の御質問にお答えいたします。23、24ページでございますが、種子島周辺漁業対策事業6款3項1目でございますが、種子島周辺漁業対策

といいますのは、文部科学省の補助を受けまして、これは文部科学省が種子島でロケットを打ち上げをいたします。その周辺海域の漁業対策ということで補助がされるものでございますけれども、今回の補助事業の中身につきましては、提案理由で御説明申し上げましたとおり、ことしから活魚、上がった魚を神経を、神経締めという方法を用いて、活魚として宮崎なり東京なり大手の居酒屋、それからすし屋に卸しているところでございますが、その中で現在の水槽が、その活魚の利用にそぐわないという状況がございまして、今回平成22年度から直販所検討委員会をやる中で、新たな販路としてこの分野に着手しておりますが、それを今後も広めていくために設置する工事を、今年度の事業として取り組むものでございます。あわせて、本体工事の実施設計をということでございまして、実施設計を今年度中に行うということでございます。

それから、もう一つの事業でございまして、建設予定地の擁壁が現在斜面になっておりまして、土で固めてはあるんですけども、そこにきちんとした土台を築かないと建設工事に着手できないというところがございます、今年度中に擁壁の工事、外構工事の一部の擁壁工事ということで実施するものでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただいまの河野議員の質疑にお答えいたします。修繕料49万9,000円は、川南町運動公園の屋内運動場が8月の落雷による被災を受けまして、その配電盤の修繕でございます。これは保険で出るようになってまして、歳入のほうでこの分が入っております。

以上です。

○議員(河野 幸夫君) この活魚水槽の件ですけれども、これもことしからって言われたような気がするけども、完成予定とかは。

○農林水産課長(押川 義光君) 河野議員の御質問に再度お答えいたします。あくまでも12月の補正で提案をさせていただいておりますので、3月末日をもって完成ということで計画をしておるところでございます。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は各所管次項別にそれぞれ所管の常任委員会に、議案第75号、議案第76号、議案第77号は総務厚生常任委員会にそれぞれ付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さんお疲れさまでした。

午前11時24分散会

---